

## 奈良県人事委員会訓令第一号

奈良県人事委員会事務局

奈良県人事委員会事務局規程（昭和五十八年四月奈良県人事委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年二月二十六日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

別表第一の表第十二号中「第五条第三項第一号から第五号まで」を「第五条第三項第二号から第六号まで」に、「第五号の」を「第六号の」に改める。